

成年後見制度って何？

利用するには
どうしたらいいの？



市民向け成年後見制度研修

～成年後見制度に関する基礎的な知識を身に付けましょう～



成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方の不安を解消し、権利と財産を守る制度です。

「親が介護施設に入居するための費用の支払いが、親の定期預金を解約しなければならないが、親が認知症で解約ができない」「判断能力が低下してきた親が、悪徳商法の被害に遭わないか心配」など、このようなときには成年後見制度の利用が有効です。

今回は、将来に備えて予め成年後見人を定めておく「任意後見制度」を中心に、制度の概要を理解する研修を行います。

日 時 令和8年 3月 10日 **火** 14:00～16:15
(開場 13:40)

会 場 川崎市総合福祉センター(エポックなから)7階第1～3会議室

- 内 容**
1. 講演「成年後見制度の概要～任意後見制度について～」
 2. 質疑応答「あなたの質問に弁護士が答えます」

講師：神奈川県弁護士会川崎支部

対象 川崎市内在住または在勤在学の方

参加費 無料

定員 ①会場受講：30名 ②ZOOMによるオンライン受講：40名

①オンライン受講には次のものが必要です。

①パソコン、タブレット、スマートフォンのいずれか

※スピーカーが内蔵されていないパソコンの場合、別途用意する必要があります。

本研修では、カメラはなくても差し支えありません。

②インターネット環境 (Wi-Fi等)

申込み

①会場受講希望の方 → 裏面申込書をFAX・郵送

②オンライン受講希望の方 → メール

申込メールアドレス : kouken@csw-kawasaki.or.jp

タイトルに「3/10市民向け成年後見制度研修申込」と入力のうえ、

メール本文に裏面の参加申込書の内容 (①～⑤) を入力し、送信して下さい。

※会場受講とオンライン受講の両方に申し込むことはできません。

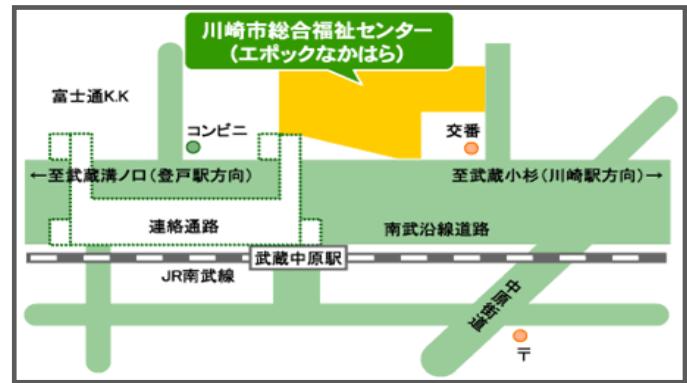
申込み締切:2月24日(火)17:00(必着)

主催：社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

交通案内

JR南武線「武藏中原駅」下車徒歩1分

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



【注意事項】※必ずお読みください

- 応募者が定員を超えた場合は抽選となります。応募者が定員を超えた際は、受講をお断りする方のみ 3月3日(火) 17:00までにご連絡します。期日までに連絡がなければ参加可能です。
- オンライン受講者には、3月6日(金)までに参加用URLをメールでお送りします。研修資料は郵送でお送りします。
- マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とされていますが、本研修にご参加の場合には、引き続きマスク着用にご協力をお願いいたします(マスク着用を強いるものではありません)。感染状況により対応が異なる場合もございますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。

【問合せ先／会場受講の方の申込書送付先（郵送・FAX）】

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 成年後見支援センター

(住 所) 〒211-0053

川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター

(電 話) 044-712-8071 (FAX) 044-739-8738



参加申込書（会場受講希望者用）

3/10 市民向け成年後見制度研修

◆必要事項をご記入いただき、上記宛先へ郵送またはFAXでお送りください。

◆オンライン受講希望の場合は、メールでのお申込みのみとなりますのでご注意ください(本チラシの表面参照ください)。

(ふりがな) ① 氏 名	②お住まい または お勤めの区		区
③日 中 連 絡 先	住 所 〒 -		
	電 話 ()		
	FAX ()		
④必要な方はいずれか 1つに○してください。 (聴覚障害者の為の 情報保障手段です)	手話通訳 • 要約筆記		
⑤任意後見制度について 知りたいことをご記入ください。 講義の参考にさせていただきます。			